

令和5年石巻市議会第2回定例会提出議案一覧

1 条例議案（10件）

(1) 第57号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

(石巻市市税条例の一部を改正する条例)

(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、各条例の一部を改正したものを。

<改正内容>

(石巻市市税条例の一部を改正する条例)

第34条の9

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、控除されるべき額で所得割から控除できなかった金額があるときに、還付すべき金額を森林環境税の納付又は納入に充てることのできるよう条文を整理するもの。

第36条の3の2

個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書の記載事項に異動がない場合に、記載事項の簡素化を可能とする規定を新設し、条項を整理するもの。

第38条

個人の市民税の徴収の方法について、森林環境税を個人の市民税の均等割に併せて賦課徴収する規定を加えるもの。

第41条

個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する規定を加えるもの。

第44条

個人の市民税の特別徴収により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含む規定を加えるもの。

第47条

既に納入された特別徴収税額が、変更された特別徴収税額を超える場合、過誤納に係る徴収金は未納に係る徴収金（森林環境税を含む。）に繰入れする規定を加えるもの。

第47条の2

特別徴収により徴収する公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含む規定を加えるもの。

第47条の6

特別徴収の方法により徴収されないこととなった年金所得者について、既に納入された特別徴収税額（仮徴収金額等）が徴収すべき年税額（仮徴収金額＋本徴収金額）を超える

場合、過誤納に係る徴収金は未納に係る徴収金（森林環境税を含む。）に繰入れする規定を加えるもの。

第46条、第48条及び第50条

給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、法人の市民税の申告納付、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続について、地方税法施行規則様式の新設に伴い所要の改正を行うもの。

第82条

種別割の税率について、原動機付自転車の車両区分のうち、ミニカーから3輪の特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）を除外する規定を加えるもの。

第98条及び第101条

たばこ税の申告納付の手続、たばこ税に係る不足税額等の納付手続について、地方税法施行規則様式の新設に伴い所要の改正を行うもの。

附則第8条

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を令和9年度まで3年延長するもの。

附則第10条

法附則第64条「新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例」について、法改正に伴い引用条項を削除するもの。

附則第10条の2

わがまち特例について、大規模な修繕工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置の特例の割合を定める規定を新設するほか、法改正に伴い引用条項を改めるもの。

附則第10条の3第12項から第14項

大規模な修繕工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置の特例の割合を定める規定の新設に伴い、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の手続等について条文を整備するもの。

附則第15条の2及び附則第15条の6

3輪以上の軽自動車取得に係る臨時的軽減措置の規定を削除するもの。

附則第15条の2の2及び附則第16条の2の2

条番号を改めるほか、燃費・排ガス試験等の不正により生じた納付不足額について、不正を行った自動車メーカーから徴収する際の加算割合を改めるもの。

附則第16条の2

電気自動車等を取得した場合の種別割のグリーン化特例（軽課）について、適用期限を3年延長するほか、軽減の適用期限が終了した規定を削除し、条項を整理するもの。

附則第17条の2

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を3年延長するもの。

附則第27条

新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について、法改正により不要となった文言を削るもの。

附則

第1条

施行期日を令和5年4月1日とするものです。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するもの。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の石巻市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

第2条

市民税に関する経過措置について規定するもの。

第3条

固定資産税に関する経過措置について規定するもの。

第4条

軽自動車税に関する経過措置について規定するもの。

(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

附則第4項から第8項

わがまち特例制度に関する法改正に伴い、引用条項を改めるもの。

附則第20項

法改正に伴い、引用条項を改めるもの。

附則

第1項

施行期日を令和5年4月1日とするもの。

第2項及び第3項

課税年度の経過措置について規定するもの。

(2) 第58号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第2条

次表のとおり令和5年度課税分から国民健康保険税の課税限度額の見直しを行うもの。

区分	改正	現行
基礎課税額分(医療分)	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>22万円</u>	<u>20万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>104万円</u>	<u>102万円</u>

第23条

次表のとおり令和5年度課税分から低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うもの。

軽減割合	改正	現行
7割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>29万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>28.5万円</u> ×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>53.5万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>52万円</u> ×被保険者数

第23条の2

特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例について、引用する条文の改正に伴い条文を整理するもの。

第24条の2

特例対象被保険者等に係る申告について、法令の改正に伴い条文を整理するもの。

附則第5項から第7項、第9項から第12項、第15項及び第16項

法令の改正に伴い、条文を整理するもの。

附則

施行期日を令和5年4月1日とし、改正後の石巻市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するもの。

(3) 第59号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市市税特別措置条例の一部を改正する条例)

＜改正理由＞

「離島振興法の一部を改正する法律」が本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

第6条

離島地域における固定資産税の課税免除について、課税免除対象を、離島振興計画において産業振興促進事項に記載されている地域及び事業に限定する条文を加えるもの。

附則

第1項

施行期日を令和5年4月1日とするもの。

第2項

課税年度の経過措置について規定するもの。

(4) 第60号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

＜改正理由＞

「宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」が本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

第2条第8号

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則の一部が削除されたため、市において行う事務について、引用する項番号を改めるもの。

附則

施行期日を令和5年4月1日とするもの。

(5) 第61号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

＜改正理由＞

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件」が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

第9条の2

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額について、次表のとおり改めるもの。

【介護補償の額（月額）】

区分		改正	現行
常時介護を要する場合	最高限度額	172,550 円	171,650 円
	親族等による介護を受けているときの最低限度額	77,890 円	75,290 円
随時介護を要する場合	最高限度額	86,280 円	85,780 円
	親族等による介護を受けているときの最低限度額	38,900 円	37,600 円

附則

第1項

施行期日を令和5年4月1日とするもの。

第2項

介護補償の額の経過措置について規定するもの。

(6) 第63号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

(東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)

(東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における避難対象者の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が令和6年3月分まで1年間延長されることに伴い、各条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を次表のとおり延長するもの。

地域区分	地域の内容	所得区分	改正		現行	
			減免割合	対象	減免割合	対象
帰還困難区域			全部		全部	令和5年3月分まで
旧避難指示区域等 ※	平成26年までに指定が解除された区域	上位所得層を除く	2分の1			
	平成27年以降に指定が解除された区域		全部			
	令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された	上位所得層※	全部		令和5年9月分まで	

	旧特定復興再生拠点区域					
--	-------------	--	--	--	--	--

※ 旧避難指示区域等

- ・平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）
- ・平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）
- ・平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域
- ・平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等
- ・令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等
- ・令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域

※ 上位所得層

- ・国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
- ・介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

附則

各条例の施行期日を令和5年4月1日とするもの。

(7) 第66号議案 石巻市21世紀の田園文化創造基金条例を廃止する条例

<廃止理由>

平成17年度から緑豊かで活力のある石巻の田園文化形成のための地域活動の強化支援を図るために基金を設置していたが、平成26年度に多面的機能支払交付金制度が創設され、農村地帯における地域活動を支援する体制が強化されていることから、本年度農業関連施設整備等の財源に基金を活用し、本条例を廃止するもの。

<内容>

石巻市21世紀の田園文化創造基金条例を廃止するもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

(8) 第67号議案 石巻市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」が本年4月28日に公布され、感染症の発生及びまん延の初期段階から職員の派遣が可能となることに伴い、これまで「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とされていた手当について、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と名称が改められるほか、当該特別措置法の条文が整理され、この改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条

給与の種類のうち「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるもの。

第33条の3

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるほか、引用する条番号及び文言を整理するもの。

附則

施行期日を新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日とするもの。

(9) 第68号議案 石巻市博物館協議会条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「博物館法の一部を改正する法律」が本年4月1日に施行されたことに伴い、引用条項を整理するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第1条

博物館法の引用条項を改めるもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

(10) 第69号議案 石巻市印鑑条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正が本年5月11日に施行されたことに伴い、コンビニエンスストアなどの民間事業者が設置する多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請をすることについて、これまでの個人番号カード（マイナンバーカード）を使用した申請手法に加え、移動端末設備（スマートフォン）の使用が可能とされたことから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第14条第2項

「個人番号カード」を「個人番号カード又は移動端末設備」に改めるもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

2 予算議案（4件）

- (1) 第62号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和4年度石巻市一般会計補正予算)
(令和4年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算)
- (2) 第64号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和5年度石巻市一般会計補正予算)
- (3) 第65号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和5年度石巻市一般会計補正予算)
- (4) 第70号議案 令和5年度石巻市一般会計補正予算（第2号）

石巻市の令和5年度 6月補正予算の概要

1 一般会計補正予算

(単位:千円)

会 計 区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	73,068,700	3,214,479	76,283,179

2 主な内容

今回の補正予算は、物価高騰の影響を受けている市民の生活や事業者の活動支援に要する経費のほか、補助内示のあった「社会資本整備総合交付金」や「防災・安全交付金」等の各種事業費などの所要額を措置したものの。

【 歳 入 】

《一般財源内訳》

(単位:千円)

区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)
国庫支出金	10,369,034	1,548,771	11,917,805
県支出金	4,304,025	22,137	4,326,162
分担金及び負担金	486,718	0	486,718
使用料及び手数料	1,338,002	0	1,338,002
財産収入	124,726	0	124,726
寄附金	1,002	34,607	35,609
繰入金	3,296,782	293,693	3,590,475
諸収入	1,794,344	28,100	1,822,444
市債	4,640,100	662,200	5,302,300
一般財源	46,713,967	624,971	47,338,938
計	73,068,700	3,214,479	76,283,179

〔今回補正額〕

624,971

財政調整基金繰入金	619,881
寄附金	5,090

〔現計予算額〕

46,713,967

市税	19,164,101
地方譲与税	755,425
各種交付金	4,154,300
地方交付税	19,149,100
使用料及び手数料	204,482
国庫支出金	0
県支出金	537
財産収入	101,439
寄附金	1
繰入金	2,825,809
繰越金	1
諸収入	26,872
市債	331,900

● 14款 国庫支出金	-----	1,548,771	4
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種費負担金		70,210	
(2) 小学校屋内運動場改築事業費負担金(1/2)		16,487	
(3) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護適正実施推進事業)		1,253	
(4) 保育対策総合支援事業費補助金		8,170	
(5) 保育所等整備交付金		▲ 152,844	
(6) 認定こども園施設整備交付金(1/2)		▲ 21,276	
(7) 就学前教育・保育施設整備交付金		224,167	
(8) 母子保健衛生費補助金		1,100	
(9) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金		130,298	
(10) 水産物供給基盤機能保全事業費補助金		20,000	
(11) 道路メンテナンス事業費補助金(5.5/10)		60,926	
(12) 社会資本整備総合交付金(山崎馬鞍線(中島工区)道路改良事業)		11,680	
(13) 防災・安全交付金(単独線道路改良事業)(1/2)		33,942	
(14) 防災・安全交付金(避難路整備事業)		104,980	
(15) 街路交通調査費補助金(1/3)		5,000	
(16) 社会資本整備総合交付金(地域住宅事業・公的賃貸住宅分)		6,635	
(17) 学校施設環境改善交付金(小学校施設改築事業)(1/3)		14,830	
(18) 学校施設環境改善交付金(小学校施設プール改築事業)(1/3)		9,504	
(19) 学校保健特別対策事業費補助金(新型コロナウイルス対策分)		3,600	※小学校
(20) 学校施設環境改善交付金(中学校施設大規模改造事業)(1/3)		60,956	
(21) 学校保健特別対策事業費補助金(新型コロナウイルス対策分)		1,800	※中学校
(22) 学校保健特別対策事業費補助金(新型コロナウイルス対策分)		453	※高等学校
(23) 地方創生臨時交付金		936,900	

エネルギー・食料品等価格	527,400	農業振興事業	7,200
高騰重点支援金給付事業		畜産振興事業	27,000
民間保育所助成事業	3,600	水産振興事業	63,800
私立認可保育所等運営事業	23,100	企業支援事業	107,100
地域型保育運営事業	2,300	地域消費支援事業	72,000
保育所管理事業	15,300	インバウンド対応力強化支援事業	9,100
こども園管理事業	1,300	賄材料費高騰対策事業	38,300
医療対策事業	39,400		

● 15款 県支出金	-----	22,137	10
(1) こどもの安心・安全対策支援事業費補助金		175	
(2) 農村地域防災減災事業費補助金		12,212	
(3) 原子力防災対策普及補助金		5,193	
(4) 地方スポーツ振興費補助金(2/3)		371	
(5) 文化芸術振興費補助金(2/3)		185	
(6) 学校安全総合支援事業費委託金		4,001	

●	17款 寄附金	-----	39,697	14
	(1) がんばる石巻応援寄附金	34,507		
	(2) 地方創生応援税制寄附金	100		
	(3) 災害復旧費寄附金	5,090		
●	18款 繰入金	-----	913,574	16
	(1) 財政調整基金繰入金	619,881		
	(2) 減債基金繰入金	236,962		
	(3) 地域づくり基金繰入金	11,326		
	(4) 公共施設等整備基金繰入金	24,000		
	(5) 市営住宅管理運営基金繰入金	21,405		
●	20款 諸収入	-----	28,100	18
	(1) コミュニティ助成事業助成金(一般コミュニティ事業)	10,000		
	(2) コミュニティ助成事業助成金(コミュニティセンター整備事業)	15,000		
	(3) コミュニティ助成事業助成金(地域防災組織育成事業)	1,200		
	(4) 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金	1,900		
●	21款 市債	-----	662,200	20
	(1) 総合福祉会館解体事業債	104,500		
	(2) 農業施設整備事業債	4,500		
	(3) 道路新設改良事業債	184,600		
	(4) 流路改良事業債	2,500		
	(5) 小学校施設整備事業債	260,700		
	(6) 中学校施設整備事業債	105,400		

【 歳 出 】

千円 事項別
ページ

注1) 「財源振替」のみの事業は省略

注2) 「新型コロナウイルス感染症」は「感染症」と略して表記

● 2款 総務費

(1) 市民協働推進費	-----	36,326	22
・ 集会所建設費補助及びコミュニティ助成事業に要する経費			
集会所建設費補助金	11,326		
([本庁]大橋地区、水沼東部地区)			
コミュニティ助成金(一般コミュニティ事業)	10,000		
([雄勝]立浜地区、[河北]後谷地地区、[河南]広渕新田地区、表沢地区)			
コミュニティ助成金(コミュニティセンター整備事業)	15,000		
([本庁]大橋地区)			
(2) がんばる石巻応援基金費(積立金)	-----	34,412	22
・ がんばる石巻応援寄附金(4月寄附分)	34,412 3,282件		
(3) 震災復興基金費(積立金)	-----	5,090	22
・ 災害復旧費寄附金(4月寄附分)	5,090 4件		

● 3款 民生費

(1) エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金給付事業費 (新型コロナウイルス対策分)	-----	586,079	24
・ 住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を支給するエネルギー・食料品口 等価格高騰重点支援金の給付に要する経費			
給付システム構築等業務委託料	21,230		
電話受付窓口運營業務委託料	23,452		
対象者送付用印刷・封入等業務委託料	4,200		
エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金	525,000		
その他(需用費、役務費等)	12,197		
(2) 福祉関係国県補助金等返還金	-----	395,142	24
・ 前年度実施の国県補助事業の精算に基づく国県への返還金			
国県補助金等返還金	395,142		
(3) みなと荘管理費	-----	110,050	24
・ 旧みなと荘の解体工事に要する経費			
旧みなと荘解体工事	110,000		
事務費(需用費)	50		
(4) 民間保育所助成費	-----	75,389	26
・ 就学前教育・保育施設整備交付金(こども家庭庁)の補助内示に伴う民間保育所 建設事業に要する経費(稲井こども園)			
民間保育所建設事業費補助金	75,389		
(5) 民間保育所助成費(新型コロナウイルス対策分)	-----	4,000	26
・ 保育施設における物価高騰対策に要する経費			
保育所等物価高騰支援事業費補助金	4,000		

(6)	私立認可保育所等運営費(新型コロナウイルス対策分) -----	35,340	26
	・ 保育施設における物価高騰対策、業務効率化推進及び事業継続支援に要する経費		
	保育所等物価高騰支援事業費補助金	25,700	
	保育所等業務効率化推進事業費補助金	3,140	
	保育所等事業継続支援事業費補助金	6,500	
(7)	地域型保育事業運営費(新型コロナウイルス対策分)-----	5,705	26
	・ 保育施設における物価高騰対策、業務効率化推進及び事業継続支援に要する経費		
	保育所等物価高騰支援事業費補助金	2,620	
	保育所等業務効率化推進事業費補助金	1,185	
	保育所等事業継続支援事業費補助金	1,900	
(8)	保育所管理費(新型コロナウイルス対策分) -----	18,298	26
	・ 保育施設における物価高騰対策、業務効率化推進及び事業継続支援に要する経費		
	需用費(賄材料費)	15,813	
	保育所等物価高騰支援事業費補助金	1,200	
	保育所等業務効率化推進事業費補助金	785	
	保育所等事業継続支援事業費補助金	500	
(9)	こども園管理費(新型コロナウイルス対策分) -----	1,437	26
	・ 保育施設における食材料の物価高騰対策に要する経費		
	需用費(賄材料費)	1,437	
(10)	障害児通所施設費 -----	175	26
	・ バス置き去り防止対策に要する経費		
	事業用備品購入費	175	
(11)	生活保護事務費 -----	2,506	28
	・ 生活保護システムの改修に要する経費		
	生活保護システム改修業務委託料	2,506	

● 4款 衛生費

(1)	母子保健事業費 -----	2,200	30
	・ 低所得の妊婦の初回産科受診料助成に要する経費		
	低所得妊婦初回産科受診料助成金	2,200	
(2)	医療対策費(新型コロナウイルス対策分) -----	43,785	30
	・ 医療機関等に対する物価高騰支援に要する経費		
	医療機関等物価高騰対策支援金	43,735	
	事務費(役務費)	50	
(3)	新型コロナウイルスワクチン接種費 -----	200,508	30
	・ 新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に要する経費		
	ワクチン接種体制確保等業務委託料	44,571	
	ワクチン接種業務委託料	70,210	
	新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金	81,774	
	事務費(需用費、役務費等)	3,953	

● 6款 農林水産業費

(1) 農業振興費(新型コロナウイルス対策分)	-----	8,000	32
・ 施設園芸農家に対する物価高騰支援に要する経費			
灯油等購入費補助金	7,950		
事務費(需用費、役務費)	50		
(2) 畜産振興費(新型コロナウイルス対策分)	-----	30,088	32
・ 畜産農家に対する物価高騰支援に要する経費			
配合飼料高騰対策事業費補助金	30,000		
事務費(需用費、役務費)	88		
(3) 水利事業費	-----	17,200	32
・ 農業用ため池に係る転落事故防止対策に要する経費			
需用費(修繕料)	17,200		
(4) 水産加工団地汚水処理施設機能保全事業費	-----	40,000	34
・ 魚町排水処理施設の機能保全計画策定に要する経費			
機能保全計画策定業務委託料	40,000		
(5) 水産振興事業費(新型コロナウイルス対策分)	-----	70,920	34
・ 漁業者に対する物価高騰支援に要する経費			
船舶燃料等購入費補助金	70,920		

● 7款 商工費

(1) 企業支援事業費(新型コロナウイルス対策分)	-----	119,069	36
・ 運送事業等の事業者に対する物価高騰支援に要する経費			
信用保証料支援事業補助金	26,000		
道路運送事業者等支援金	90,150		
事務費(需用費、役務費)	2,919		
(2) 地域消費支援事業費(新型コロナウイルス対策分)	-----	80,000	36
・ 地域食事券による地域の消費支援に要する経費			
地域食事券事業運営委託料	20,000		
地域食事券事業補助金	60,000	(3割増食事券×40,000冊、販売価格5,000円)	
(3) インバウンド対応力強化支援事業費(新型コロナウイルス対策分)	-----	10,200	36
・ アフターコロナにおけるインバウンド対応力強化支援に要する経費			
インバウンド対応力強化支援補助金	10,000		
事務費(需用費、役務費)	200		

● 8款 土木費

(1) 道路ストック長寿命化事業費	-----	111,800	38
・ 道路メンテナンス事業費補助金の内示に伴う事業費の予算措置			
道路附属物補修設計業務委託料	1,800		
橋りょう補修設計業務委託料	16,700		
橋りょう点検業務委託料	27,300	橋りょう改修工事	66,000
(2) 山崎馬鞍線道路改良事業費(中島工区)	-----	25,780	38
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の予算措置			
補償調査等業務委託料	1,780	道路改良工事	18,000
用地購入費	4,000	物件移転補償金	2,000
(3) 単独線道路改良事業費	-----	69,000	38
・ 防災・安全交付金の内示に伴う事業費の予算措置			
道路改良工事	69,000		
(4) 避難路整備事業費	-----	211,000	38
・ 防災・安全交付金の内示に伴う事業費の予算措置 (三輪田線ほか2路線)			
設計等業務委託料	74,000	道路改良工事	137,000
(5) 流路維持管理費	-----	2,530	40
・ 中里川の堆積土砂及び水草除去に要する経費			
需用費 (修繕料)	2,530		
(6) 都市計画策定費	-----	15,000	42
・ 街路交通調査費補助金の内示に伴う都市計画道路の見直し検討に要する経費			
都市計画道路網再検討業務委託料	15,000		
(7) 市営住宅管理費	-----	28,040	44
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴う市営住宅の解体撤去に要する経費			
需用費	40	市営住宅解体撤去工事	28,000

● 9款 消防費

(1) 防災推進費	-----	2,300	46
・ 防災倉庫移設及びコミュニティ助成事業に要する経費			
防災倉庫移設工事	1,100		
コミュニティ助成金(地域防災組織育成事業)	1,200		
[本庁]新栄自主防災会、[本庁]田道町二丁目自主防災会			
[本庁]不動町町内会自主防災会、[本庁]石巻市南中里親和会自主防災会			
[雄勝]羽坂地区会、[河北]二子東自主防災会			
(2) 広報安全対策費	-----	5,193	46
・ 原子力災害に係る広域避難計画の概要版作成等に要する経費			
役務費	53	避難計画作成業務委託料	5,140

● 10款 教育費

(1) 学校安全総合支援事業費	-----	4,001	48
・ 県からの委託事業である「学校安全総合支援事業」実施に要する経費			
講師謝礼金	270	旅費 601	需用費 666
教用器具費	2,464		
(①緊急地震速報受信機 山下小、蛇田中、河南西中、 ②防犯カメラ 万石浦小)			
(2) 小学校保健費(新型コロナウイルス対策・学校教育課分)	-----	7,200	50
・ 感染症対策としての学習保障等の体制整備に要する経費(小学校32校分)			
需用費	7,200		
(3) 須江小学校屋内運動場改築事業費	-----	234,700	50
・ 須江小学校屋内運動場の改築に要する経費			
工事監理業務委託料	3,600	小学校改築工事 228,000	
バス及びタクシー借上料	3,000	需用費 100	
(4) 須江小学校水泳プール改築事業費	-----	83,860	50
・ 須江小学校水泳プールの改築に要する経費			
工事監理業務委託料	1,800	プール改築工事 82,000	
需用費	60		
(5) 部活動指導員配置支援事業費	-----	836	52
・ 中学校部活動指導員の配置支援に要する経費(3名分)			
部活動指導員報酬	836		
(6) 中学校保健費(新型コロナウイルス対策・学校教育課分)	-----	3,600	52
・ 感染症対策としての学習保障等の体制整備に要する経費(中学校17校分)			
需用費	3,600		
(7) 青葉中学校大規模改造事業費	-----	172,100	52
・ 青葉中学校の大規模改造に要する経費			
工事監理業務委託料	5,000	中学校施設改修工事 167,000	
需用費	100		
(8) 高等学校保健費(新型コロナウイルス対策・学校教育課分)	-----	907	54
・ 感染症対策としての学習保障等の体制整備に要する経費			
需用費	907		
(9) かなんパークゴルフ場運営費	-----	5,000	56
・ かなんパークゴルフ場休憩所の空調設備設置に要する経費			
設計業務委託料	5,000		
(10) 体育奨励費	-----	1,900	58
・ 「防災スポーツ教室」実施に要する経費			
講師謝礼金	150	旅費 102	需用費 133
役務費	298	防災スポーツ教室運営業務委託料 832	
備品等借上料	385		
(11) 賄材料費高騰対策事業費(新型コロナウイルス対策分)	-----	42,591	58
・ 学校給食における食材料の物価高騰対策に要する経費			
需用費(賄材料費)		42,591	

(12) 学校給食センター建設事業費	-----	18,260	58
・ 学校給食センターの建設に要する経費			
地質調査業務委託料	9,000	雑草刈払等業務委託料	1,000
PFIアドバイザー業務委託料	7,700		
その他(需用費、重機借上料)	560		

● 12款 公債費

(1) 市債元金償還費	-----	236,962	60
・ 公債費(市債元金)の償還に要する経費			
市債元金	236,962	(宮城県への災害援護資金償還金)	

3 債務負担行為

【一般会計】(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
須江小学校屋内運動場改築事業	令和6年度	540,400
須江小学校水泳プール改築事業	令和6年度	197,200
青葉中学校大規模改造事業	令和6年度	215,000
新学校給食センターPFIアドバイザー業務	令和6年度	14,400

3 条例外議案（10件）

（1）第71号議案 財産の処分について

<内 容>

立地事業者に湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業において造成が完了した産業用地内の土地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・種 類 土地
- ・地 目 宅地
- ・所 在 地 石巻市湊西一丁目6番3ほか2筆
- ・面 積 8,395.70平方メートル
- ・売払価格 金129,779,575円
- ・処 分 先 石巻市吉野町二丁目2番30号
株式会社鈴木商店
代表取締役 鈴木 勇 一

（2）第72号議案 財産の処分について

<内 容>

立地事業者に下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業において造成が完了した産業用地内の土地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・種 類 土地
- ・地 目 宅地
- ・所 在 地 石巻市三ツ股三丁目402番
- ・面 積 15,162.98平方メートル
- ・売払価格 金413,949,354円
- ・処 分 先 大阪府吹田市江坂町一丁目7番1号
三宝化成工業株式会社
代表取締役 奥 圭 司

（3）第73号議案 財産の処分について

<内 容>

環境省が整備した「石巻・川のビジターセンター」の敷地として必要な土地について、施設を所管する東北地方環境事務所長から市有地買収の協議があったことから、当該市有地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・種 類 土地
- ・現況地目 宅地、雑種地、公衆用道路、用悪水路
- ・所 在 地 石巻市北上町十三浜字東田50番28ほか61筆

- ・面積 12,373.33平方メートル
- ・売払価格 金27,753,861円
- ・処分先 仙台市青葉区本町三丁目2番23号
支出負担行為担当官 環境省東北地方環境事務所総務課長 安達 研

(4) 第74号議案 工事請負の契約締結について
(的場橋橋梁災害復旧工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市広渕字焼巻地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金162,085,000円
- ・契約の相手方 石巻市南中里三丁目15番21号
株式会社瀬崎組
代表取締役 瀬崎 茂貴

(5) 第75号議案 工事請負契約の一部変更について
(前谷地小学校水泳プール改築工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市双葉町1番10号
豊和建设株式会社
代表取締役 阿部 勝
- ・契約金額 変更前 金216,690,100円
変更後 金225,481,300円

(6) 第76号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻中学校校舎長寿命化改修その他工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤 治興
- ・契約金額 変更前 金1,042,818,700円
変更後 金1,110,805,300円

(7) 第77号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻中学校武道場新築その他工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市美園三丁目21番地12
石巻建商株式会社

代表取締役 鎌 田 良 一

・契約金額 変更前 金201,300,000円
変更後 金198,888,800円

(8) 第78号議案 公有水面埋立に関する意見について

<内 容>

本市が第1種漁港小網倉漁港において、船揚場整備のため公有水面を埋立てするに当たり、宮城県知事から意見聴取があったもので、本市としてこれに異議がない旨の答申をするため、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・埋立箇所 石巻市小網倉浜小網倉85番に隣接する公有水面
- ・埋立面積 676.35平方メートル

(9) 第79号議案 字の区域を変更することについて

<内 容>

宮城北部森林管理署が所管する牡鹿地区内の鬼形山国有林について、買受け及び所管換の希望があり、宮城北部森林管理署において売払い及び所管換を行うために、表題登記の地番を設定する必要が生じたことから、当該国有林野の一部を「鮎川浜四ツ小谷」に編入することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

(10) 第80号議案 市道路線の認定について

<内 容>

市道路線の認定の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	県の事業によるもの		
	・一般県道石巻女川線の旧道移管によるもの(石巻地区)	1路線	648.78
	・復興道路事業によるもの(牡鹿地区)	1路線	110.70
	計	2路線	759.48

令和5年石巻市議会第2回定例会追加提出議案一覧

1 条例外議案（5件）

（1）第81号議案 財産の取得について

（消防自動車（ワンボックスタイプ）（河南地区分及び桃生地区分））

<内 容>

「石巻市消防団消防車両更新計画」に基づき、経年により劣化した消防ポンプ自動車の代替車両として「石巻市消防団河南地区団」及び「石巻市消防団桃生地区団」の消防自動車（ワンボックスタイプ）各1台を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・取得財産 消防自動車（ワンボックスタイプ）（河南地区分及び桃生地区分）
- ・納入場所 石巻市前谷地字黒沢前7番地（河南総合支所）ほか1か所
- ・数量 2台（消防自動車（ワンボックスタイプ））
- ・取得方法 指名競争入札
- ・取得価格 金24,684,000円
- ・取得の相手方 石巻市清水町一丁目3番26-306号
株式会社共栄防災石巻営業所
取締役石巻営業所長 梶 谷 功 一

（2）第82号議案 工事請負の契約締結について

（渡波地区健康づくりパーク整備工事）

<内 容>

- ・工事場所 石巻市渡波字浜曾根山地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金148,500,000円
- ・契約の相手方 石巻市のぞみ野一丁目1番地2
津田海運株式会社
代表取締役 津 田 真栄美

（3）第83号議案 教育委員会委員を任命するにつき同意を求めることについて

<理 由>

石巻市教育委員会委員の 杉山昌行 氏の任期が本年6月28日をもって満了となることから、その後任者について慎重に選考していたが、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する 依田晴美 氏を新たに任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるもの。

(4) 第84号議案 公平委員会委員を選任するにつき同意を求めることについて

<理由>

石巻市公平委員会委員のおがわ まさ のり小川真儀氏の任期が本年7月20日をもって満了となることから、その後任者について慎重に選考していたが、人格が高潔で、地方自治の本旨と民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有するおがわ まさ のり小川真儀氏を適任者と認め、引き続き選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるもの。

(5) 第85号議案 固定資産評価審査委員会委員を選任するにつき同意を求めることについて

<理由>

石巻市固定資産評価審査委員会委員のいし かわ ひさ 一石川壽一氏、いし どう しん 一石堂紳一氏、か が けん じ加賀賢二氏、ち ぼ よし 一千葉義一氏、こん の かね とし今野金俊氏、さ とう ひろ ゆき佐藤浩幸氏の任期が本年7月20日をもって満了となることから、その後任者について慎重に選考していたが、か が けん じ加賀賢二氏、ち ぼ よし 一千葉義一氏、こん の かね とし今野金俊氏、さ とう ひろ ゆき佐藤浩幸氏を引き続き、わた なべ きよ とし渡邊清俊氏、つる た ゆう じ鶴田勇治氏を新たに選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるもの。

2 委員会提出議案（1件）

(1) 委員会提出議案第1号 森林の整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

<内容>

本市では、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等森林の有する多面的機能の発揮に向け、森林整備に取り組んでいる。令和元年度からは、森林経営管理制度の開始とともに、森林環境譲与税が導入され、手入れ不足の私有林人工林の意向調査や整備等が進められてきたが、全国合計では未だ単年度譲与額に対し100%を超える金額とはならず、間伐等の森林整備をさらに進めていくことが必要不可欠である。

このため、本市では地区森林組合とともに、森林環境譲与税を活用した地域の森林整備に全力を挙げて取り組むため、森林環境譲与税の譲与基準の速やかな見直しを求めるもの。